

建築設計業務委託特記仕様書

舞鶴市総務部資産マネジメント推進課

I 業務概要

1. 業務名称 （仮称）舞鶴市立中央図書館基本設計業務委託
2. 計画施設概要
- (1) 施設名称 （仮称）舞鶴市立中央図書館
- (2) 敷地の場所 京都府舞鶴市 字伊佐津他 地内
- (3) 施設の用途 図書館
- (平成31年国土交通省告示第98号 別添二第12号第2類とする。)
3. 設計と条件
- (1) 敷地の条件
- a 敷地の面積 約4,900㎡
- b 用途地域及び地区の指定 第二種住居地域、建築基準法第22条指定区域
- (2) 施設の条件
- a 施設の延面積 3,600㎡程度
- b 主要構造 RC又はS造
- c 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年制定）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。（○印を適用する。）
- | | | | | |
|------------|---|---|---|---|
| 1) 構造体 | I | Ⅱ | Ⅲ | 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A | ⓑ | | 類 |
| 3) 建築設備 | 甲 | 乙 | | 類 |
- (3) 建設の条件
- a 工事費 約25.1億円(税込)
- b 工事工期 令和8～9年度予定
- (4) その他の与条件 舞鶴市図書館基本計画による。ただし、基本計画と本仕様書と相違がある場合は、本仕様書を優先する。
- (5) 基本設計図書の最終提出期限 下記のとおり
- (6) 業務委託工期 令和6年3月29日
ただし、諸手続き完了後、協議により令和6年9月30日まで延長見込

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成31年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分を適用する。

2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に☑印をしたものを適用する。）

(1) 一般業務

(a) 基本設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□		

(b) 実施設計□

委託	業務内容	特記事項
□	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
□	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□		

(2) 追加業務

基本・実施共通

委託	業務内容	特記事項
□	積算業務 <input type="checkbox"/> 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input type="checkbox"/> 電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input type="checkbox"/> 機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）	
□	透視図作成（ ）枚 大きさ（ ） 額の有無（ ）	
☑	透視図の写真作成（3）カット 枚数各（ ）枚 大きさ（A3） 電子データ（ ）	内観・外観 データ共（PDF等）
☑	模型製作 縮尺（1/100） 主要材料（スチレンボード） ケースの有無（ 無 ）	

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 消防署 <input checked="" type="checkbox"/> 保健所 <input checked="" type="checkbox"/> 警察署 <input checked="" type="checkbox"/> 舞鶴市(<input checked="" type="checkbox"/> 土木課 <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部) <input checked="" type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input checked="" type="checkbox"/> 関西電力 <input checked="" type="checkbox"/> J R西日本 <input checked="" type="checkbox"/> N T T <input checked="" type="checkbox"/> その他法令手続	<input checked="" type="checkbox"/> の官公署と打合せを行うこと。なお、 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外にも必要があれば行うこと。
<input type="checkbox"/>	建築確認申請手続き業務	
<input type="checkbox"/>	関係法令に基づく各種手続き業務 (標識看板の作成、設置報告等の届け出)	
<input type="checkbox"/>	防災計画評定・防災性能評定に関する資料の作成及び申請 手続き業務	
<input type="checkbox"/>	エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務	
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成	
<input type="checkbox"/>	建築物の利用に関する説明書の作成	
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	
<input type="checkbox"/>	日影図の作成(既存建築物)	
<input checked="" type="checkbox"/>	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	ZEB ready検討他
<input checked="" type="checkbox"/>	ワークショップ運営支援	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- ~~(b) 実施設計業務は提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。~~
- ~~(c) 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。~~
 なお、数量算出時及び数量調書作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いて
 チェックを行うこと。
- ~~(d) 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。~~
- (e) 2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聞くこと。
 建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、
 ②建築設備士の氏名及び登録番号（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下同じ。）第17条の35の登録を受けている場合）を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

建築工事設計図書作成基準	令和 2	年制定
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	令和 4	年版
公共建築工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	令和 4	年版
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	令和 4	年版
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	令和 4	年版
公共建築木造工事標準仕様書	令和 4	年版
建築工事標準詳細図	令和 4	年版
公共建築設備工事標準図（電気設備/機械設備工事編）	令和 4	年版

建築設備計画基準	令和 3	年版
建築設備設計基準	令和 3	年版
建築工事監理指針	令和 4	年版
建築改修工事監理指針	令和 4	年版
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針	令和 4	年版
公共建築工事積算基準	令和 3	年版
公共建築数量積算基準・同解説	平成 31	年版
公共建築設備数量積算基準・同解説	平成 29	年版
公共建築工事標準単価積算基準	令和 4	年改定
公共建築工事積算基準等資料	令和 4	年改定
京都府営繕連絡協議会—営繕工事—積算一般事項	令和 5	年度
京都府営繕連絡協議会—建築主体工事積算参考資料	令和 5	年度
京都府営繕連絡協議会—電気/機械設備工事積算参考資料	令和 5	年度
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	平成 25	年制定
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成 8	年制定
敷地調査共通仕様書	令和 4	年版
京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	令和 4	年版
建築設備工事設計図書作成基準	令和 3	年改定
建築設計基準	令和 4	年改定
建築構造設計基準	令和 3	年改定
木造計画・設計基準	平成 29	年改定
建築設備設計計算書作成の手引	令和 3	年版
建築設備耐震設計・施工指針	2014	年版
昇降機耐震設計・施工指針	2016	年版
雨水利用・排水再利用設備計画基準	平成 28	年版
構内舗装・排水設計基準	平成 27	年制定
建築物解体工事共通仕様書	令和 4	年版
営繕工事積算チェックマニュアル	令和 元	年改定

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- ①業務着手届
- ②業務工程表(提出時期・手続一覧を記載)
- ③管理技術者通知書
- ④管理技術者経歴書
- ⑤管理・主任技術者実績

上記の④及び⑤には次の内容を記載する。

- (a) ~~管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績、手持業務の状況~~
- (b) ~~各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績、手持業務の状況~~
- (c) ~~担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績~~
- (d) ~~協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容(協力がある場合)~~
- (e) ~~分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・当該分野における業務の実績・手持業務の状況(建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合)~~
- (f) プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合の業務履行
プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合、技術提案書により提案された履行体制により本業務を履行すること。
なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の一部の提出を省略できる。

- 注1) ~~建築士については、免許証等の写しを添付すること。~~
- 注2) ~~添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、調査職員の確認を受けること。~~
- 注3) ~~協力事務所については(予定)とし、別途、「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。~~
- 注4) ~~協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。~~
- 注5) ~~協力事務所に所属する建築士については、受注者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。~~
- 注6) ~~建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には調査職員に報告すること。~~
- 注7) ~~建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。~~
- 注8) ~~「同種又は類似業務の実績」とは、次の①～②全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。~~
- ① ~~本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）~~
- ② ~~次を満たす施設の設計業務実績~~
- (ア) ~~同種業務の実績における対象施設は、図書館施設とする。~~
- (イ) ~~類似業務の実績における対象施設は、告示第十二号2類施設とする。~~

(4) ~~管理技術者の資格要件~~

~~管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。~~

- ~~建築士法第2条第2項に規定する一級建築士~~
- ~~建築士法第2条第5項に規定する建築設備士~~

(5) ~~貸与資料等~~

- 貸与する資料等
- ~~適用基準等のうち、貸与とされているもの~~
- ~~本仕様書文中で、貸与としているもの~~
- ~~本施設の図面~~
- ~~本施設の最新の建築確認申請~~
- ~~本敷地図~~

~~貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。~~

~~貸与場所（ 資産マネジメント推進課 ） 貸与時期（ 委託契約締結後 ）~~

~~返却場所（ 資産マネジメント推進課 ） 返却時期（ 業務完了時 ）~~

(6) ~~打合せ及び記録~~

~~打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。~~

- (a) ~~業務着手時~~
- (b) ~~調査職員又は管理技術者が必要と認めるとき~~
- (c) ~~その他~~

(7) ~~その他、業務の履行に係る条件等~~

- (a) ~~指定部分*の範囲（ _____ ）~~
- ~~指定部分の履行期限（ _____ ）~~

~~※ 建築設計業務等委託契約書第36条の規定による。~~

- (b) ~~成果物の提出場所（ 資産マネジメント推進課 ）~~
- (c) ~~写真の著作権の権利等について~~

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、舞鶴市が行う事務並びに舞鶴市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させる、複写させる、又は譲渡すること。
- (d) 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について
別表1による。
- (e) 改修・解体工事実施設計業務における図面目録について
別表2による。

4. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の印部分を適用する。

図面の大きさ 基本設計 A-2 A-3、実施設計 A-1 A-2

原図、正本には設計者名等を記入して提出すること。

なお、電子納品の対象範囲は下表電子納品欄のとおりとし、DVD-Rにて提出すること。

(1) 基本設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築意匠》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計説明書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《建築構造》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本構造計画案	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計画概要書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《設 備》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設備計画概要書、仕様概要書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《共 通》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図 概要版	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>				

(2) 実施設計□

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築工事》			
<input type="checkbox"/>	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1部+縮小1	1部+縮小2	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	構造計算書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	構造設計図、構造仕様書	1部+縮小1	1部+縮小3	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
	《設備工事》			
<input type="checkbox"/>	設備設計図	1部+縮小1	1部+縮小1	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	設備設計計算書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	建築確認申請	1部	4部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	日影図（既存建築物）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	数量算出チェックリスト及び積算数量調書チェックリスト 及び単価資料等チェックリスト	1部		<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	各種官庁届出書等	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象

(3) 基本・実施共通☑

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図	1式	1部(写真)	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	模型	1式	1部(写真)	<input type="checkbox"/> 対象*
	資料、報告書類			
<input type="checkbox"/>	現地測量調査報告書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	地質調査報告書(液状化検討を含む)	2部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各技術資料	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各調査記録書(現地調査、施設調査等)	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	ライフサイクルコスト検討書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	環境保全に関する検討書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	性能・工法・コストに関する比較検討書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令等チェックリスト	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

注 * =Excel、Wordで作成された場合、写真の場合。

縮小=縮小版(A-3判)の原図、製本を提出。(写真)=額入りとする。

図面=原図(図面ファイル)、製本(背張り製本)。書類=正本、副本(フラットファイル綴程度)。

5. ~~入札時の内訳書の提出について~~

~~本委託業務では金抜き設計書を販売しないため、貴社の様式により内訳書を作成し提出すること~~

6. その他の特記事項

(1) 現地調査

(a) 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）

測量等の方法 専門業者による測量及び調査

設計事務所職員等による測定及び調査

(b) 構造計画に伴う地質調査（ボーリング調査）

国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の敷地調査共通仕様書によるボーリング調査とし、延長は約（105）m、箇所数は（5）箇所とする。（支持層N値50以上を確認）標準貫入試験を行い、乱された試料の採取を行う。又、不攪乱試料を採取し各土質試験を行い、液状化の検討を行う
（地質調査報告書 3部及び土質標本 1式提出。）

~~(c) 既存建築物改修・解体工事における建材及び保温材のフラスコ含有調査~~

~~石綿の含有の可能性のある建材及び保温材について、資料を採取し、分析調査（定性調査）を行う。石綿含有部材に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させる。~~

~~処理方法に関しては、関係諸官庁（労働基準監督署等）と充分協議を行うこと。~~

~~分析箇所数・・・総計 箇所（別紙のとおり）~~

~~(d) 既存建築物改修・解体工事におけるPCB調査~~

~~受変電設備機器、照明器具安定器等について、調査を行うこと。~~

~~（メーカー名、製造年、品番等で確認する。）~~

~~(e) 既存建築物改修・解体工事における内部備品調査~~

~~備品の大きさ、重さを調査する。~~

(f) 周辺工作物（擁壁、塀等）、及び地中埋設物調査

敷地内及び敷地周辺の工作物等に関して、建築工事・解体工事等の際に損傷の恐れが無いか、及び隣接地への影響の有無を含め調査を行うこと。

損傷の恐れが有る際は、有効な仮設計画を講ずること。

~~(g) 電波障害調査(調整要)~~

~~既設テレビ電波障害対策設備受信部（解体建物塔屋に設置）の移設先選定のための電波状況調査、及び移設の設計を行うこと。~~

~~(h) 設備機器等調査~~

~~既存建築物改修・解体とは別に撤去・処分が必要な設備機器等について、また、蛍光灯ランプ、フロンガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて、十分な調査を行うこと。~~

(2) 製図

(a) 製図法は、JISA0150（建築製図通則）及びJISZ8310（製図総則）による。

(b) 製図はCADにて作成する。

使用するCADはJWCAD（最新版）とし、JWW方式で保存すること。

(c) 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。

(d) 図面枠、特記仕様書は、舞鶴市が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ調査職員と打合せを行うこと。

(e) 表紙及び図面リストを作成すること。

- (3) 設計図書
- (a) 構造計算書の様式は、(一社)日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
 - (b) 特殊な構造を使用する場合においては、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。
 - (c) 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ 3. (2)「適用基準等」によることとし、計算書の作成にあたってはあらかじめ調査職員と打合せを行うこと。
 - ~~(d) メーカーの資料については、事前に調査職員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。メーカー等が作成した図面の提出は認めない。~~
 - ~~(e) 積算内訳書の作成は、別紙1による。~~
 - ~~(f) 単価は、月間刊行物の掲載価格(2誌の比較)とする。刊行物にない価格は見積りによることとし、3社以上の見積りを徴することとし、その見積書には法定福利費相当額が明示されていることとする。(その他別に定める積算基準によるものとする。)~~
なお、見積書を徴する際は実勢価格のヒアリングを行うこと。
- (4) 検査等
- (a) 提出した設計図書は、舞鶴市の検査に合格しなければならない。
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
 - ~~(b) 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、必要に応じて担当者を現場に派遣し説明すること。~~
- (5) 成果物の取扱い
- 提出されたCADデータについては、実施設計に係る受注者に貸与することがある。
- ~~(6) 業務実績情報の登録(公共建築設計者情報システム[PUBDIS])~~
500万円以上の業務については、PUBDISに「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、「業務カルテ仮登録(調査職員の押印済み)」を提出し確認を受け、速やかに登録を行う。
- (7) 検討事項ほか
- (a) 京都府「特定建築物排出量削減計画制度」により、一定量以上の府内産木材の使用を義務づけられていることから、内装材、外装材及び敷地内に設置する工作物等の木質化について検討すること。
 - (b) 京都府地球温暖化対策条例に基づく建築物等緑化促進制度による緑化基準に従って当該敷地の緑化を検討すること。
 - (c) 環境保全性に関する検討として、ZEB(ZEB ready)及びCASBEEについて費用対効果について分析検討すること。
 - (d) 舞鶴市洪水ハザードマップでは、当該敷地は浸水深さ1.0m以上3.0m未満と想定されているため、浸水安全性の確保について検討すること。
 - (e) 本敷地はJR西舞鶴駅(西駅交流センター)と隣接しているため、本施設と交流センター利用者相互の交流及び連携を促進する計画とすること。
 - (f) 東分館の候補となる施設(2施設程度)について、法令等の確認により利用可能性について検討すること。
 - (g) ワークショップについては令和5年11月下旬より開催する。基本設計の進捗にあわせて、資料説明等の運営支援を行うこと。

別表 1

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	平成31年国土交通省告示第98号の業務内容		適用※	備考
基本設計に関する標準業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○	
(5) 基本設計図書の作成		○		
(6) 概算工事費の検討		○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		△		
実施設計に関する標準業務	(1) 要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認	×	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	×	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	×	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	×	
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	×	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	×	
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	×	
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	×		
	ii) 建築確認申請図書の作成	×		
(5) 概算工事費の検討		×		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		×		
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×	

※ 本業務委託において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す